

1 委員会審議経過

【内閣委員会】

(1) 審議概観

第136回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出6件であり、そのすべてが成立した。

また、本委員会付託の請願20種類313件のうち、3種類43件を採択した。

〔法律案の審査〕

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案は、昭和43年12月26日の皇室経済に関する懇談会で決定された内廷費の定額及び皇族費算出の基礎となる定額の改定に関する方針を踏まえ、平成2年4月改定後の物価のすう勢及び国家公務員給与の引上げにかんがみ、内廷費の定額2億9,000万円を3億2,400万円に、皇族費算出の基礎となる定額2,710万円を3,050万円に改めようとするものである。

委員会においては、定額の改定理由、定額の改定基準の見直し等について質疑が行われ、反対討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。

恩給法等の一部を改正する法律案は、平成7年における公務員給与の改定、消費者物価の上昇その他の諸事情にかんがみ、恩給受給者に対する処遇の適正な改善を図るため、恩給年額を本年4月分から0.75%引き上げるとともに、遺族加算の年額についても本年4月分から引き上げようとするものである。

委員会においては、恩給の性格と今後の改善方策、旧日赤救護看護婦等の慰労給付金の改善等について質疑が行われ、採決の結果、本法律案は全会一致をもって、原案どおり可決された。なお、本法律案に対して、阪神・淡路大震災恩給受給者について恩給の受給に支障がないよう努めること等、8項目から成る附帯決議が行われた。

郵政省設置法の一部を改正する法律案は、経済社会のボーダレス化の中、とりわけ情報通信分野において、その重要性和今後の発展性に着目して各国が戦略的な取組を行うことで様々な国際摩擦が生じているといった国際情勢の推移等にかんがみ、郵政行政の強力な推進を図るため、郵政省にその所掌事務の一部を総括整理する郵政審議官を設置しようとするものである。

委員会においては、郵政審議官設置の意義、21世紀に向けた情報通信分野の国際的課題等について質疑が行われ、採決の結果、本法律案は多数をもって原

案どおり可決された。

防衛庁設置法の一部を改正する法律案は、自衛隊の任務が多様化し国際化する中で、幹部自衛官等に対する安全保障全般にわたる社会科学に関する高度の教育の必要性及び資質の確保の要請にかんがみ、防衛大学校に一般大学の大学院修士課程相当の総合安全保障研究科を新設するとともに、冷戦後の国際情勢に的確に対応するため、高度の情報収集・分析等を総合的に実施しうる体制等を充実させる必要があるにもかかわらず、防衛庁全体としての情報処理・分析能力が不十分であり、かつ、各組織が小規模であることから、能力の高い情報専門家の確保も困難な状況にあることにかんがみ、統合幕僚会議に情報本部を新設し、あわせて、同本部に自衛官を移しかえること等を目的に、自衛官定数を改めようとするものである。

本法律案については、5月17日、本会議において趣旨説明が行われ、情報本部設置の意義、日米間における情報交換のあり方、軍事衛星の保有と宇宙の平和利用との関係等の質疑が行われた。

委員会においては、情報本部の運用構想、防衛大学校総合安全保障研究科学生の募集対象等について質疑が行われ、反対討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。

自衛隊法の一部を改正する法律案は、4月15日に署名された「日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」の実施に伴い、内閣総理大臣等が、同協定に定める共同訓練、国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に必要な物品及び役務を、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、アメリカ合衆国の軍隊に対し提供することができることとするものである。

本法律案については、6月5日、本会議において趣旨説明が行われ、集団的自衛権の行使、日米防衛協力のための指針の見直し等について質疑が行われた。

委員会においては、同協定の適用範囲、物品・役務の種類、リムパックにおける海上自衛隊艦艇の誤射事故等について質疑が行われ、反対討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。

内閣法等の一部を改正する法律案は、先般の第3次臨時行政改革推進審議会の答申の趣旨にかんがみ、内閣総理大臣に対する補佐体制の充実を図るため、内閣総理大臣補佐官の制度を設けるとともに、内閣官房における行政各部の施策に関するその統一保持上必要な総合調整等の一層の円滑化を図るため、内閣官房副長官の職務に関する規定を整備する等の措置を講じようとするものであ

る。

委員会においては、総理大臣補佐官設置の必要性、内閣総理大臣補佐官の人选基準と活用方針等について質疑が行われ、反対討論の後、採決の結果、本法律案は多数で原案どおり可決された。

〔国政調査等〕

2月16日、今期国会における本委員会関係の内閣提出予定法律案、総理府関係の施策及び平成8年度内閣、総理府関係予算について梶山内閣官房長官から、総務庁の基本方針及び平成8年度総務庁関係予算について中西総務庁長官から、防衛庁の基本方針について臼井防衛庁長官から、平成8年度防衛庁関係予算及び平成8年度皇室費について政府委員からそれぞれ説明を聴いた。

また、3月15日、平成8年度以降に係る防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画について臼井防衛庁長官から報告を聴いた後、台湾の総統選挙を目前に控えての中国による台湾海峡での軍事演習に対する政府の対応、憲法と集団自衛権の関係、防衛庁の有事法制研究に対する検討状況、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の食糧事情の把握とその支援のあり方、楚辺通信所の一部土地使用を期限後も米軍が使用できる根拠、ACSA（日米物品役務相互提供協定）と新防衛計画大綱との関係等について質疑が行われた。

また、5月21日、集団自衛権と憲法9条との関係、BMD（弾道ミサイル防衛）の研究と宇宙の平和利用原則との調整、武器輸出管理体制の強化、即応予備自衛官確保のための法的支援、恩給欠格者に対する慰労金支給問題、神奈川県内の米軍施設の移転・返還問題、日米安全保障共同宣言と集団自衛権との関係、日米防衛協力のための指針の見直し対象等について質疑が行われた。

なお、5月7日、平成8年度皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管及び総理府所管（総理本府、日本学術会議、国際平和協力本部、宮内庁、総務庁（北方対策本部を除く）、防衛本庁、防衛施設庁）の予算について委嘱審査を行い、アイヌ新法制定に向けた具体的な取組、従軍慰安婦に対する補償を女性のためのアジア平和国民基金による一時金の支払いで措置しようとする政府の姿勢、政府の来年3月末の地対財特法失効後への対応、SACO（沖縄に関する特別行動委員会）で合意された沖縄米軍基地の移転に要する経費、政府の自衛権解釈と国の安全確保、PKO協力法の見直し等について質疑が行われた。

（2）委員会経過

○平成8年2月16日（金）（第1回）

○理事の補欠選任を行った。

- 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査を行うことを決定した。
- 今期国会における本委員会関係の内閣提出予定法律案に関する件、総理府関係の施策に関する件及び平成 8 年度内閣、総理府関係予算に関する件について梶山内閣官房長官から、総務庁の基本方針に関する件及び平成 8 年度総務庁関係予算に関する件について中西総務庁長官から、防衛庁の基本方針に関する件について臼井防衛庁長官から、平成 8 年度防衛庁関係予算に関する件及び平成 8 年度皇室費に関する件について政府委員からそれぞれ説明を聞いた。

○平成 8 年 3 月 15 日（金）（第 2 回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 平成 8 年度以降に係る防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に関する件について臼井防衛庁長官から報告を聞いた後、同件等について梶山内閣官房長官、臼井防衛庁長官、政府委員及び内閣官房当局に対し質疑を行った。

○平成 8 年 3 月 26 日（火）（第 3 回）

- 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案（閣法第 4 号）（衆議院送付）について梶山内閣官房長官から趣旨説明を聴き、同長官、政府委員及び宮内庁当局に対し質疑を行った。
- 恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第 5 号）（衆議院送付）について中西総務庁長官から趣旨説明を聴き、同長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成 8 年 3 月 27 日（水）（第 4 回）

- 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案（閣法第 4 号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。
（閣法第 4 号） 賛成会派 自民、平成、社民
反対会派 共産
 - 恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第 5 号）（衆議院送付）について中西総務庁長官及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第 5 号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産
反対会派 なし
- なお、附帯決議を行った。

○平成8年4月9日（火）（第5回）

○理事の補欠選任を行った。

○郵政省設置法の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）について日野郵政大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、梶山内閣官房長官、政府委員及び郵政省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第38号） 賛成会派 自民、平成、社民

反対会派 共産

○平成8年5月7日（火）（第6回）

○理事の補欠選任を行った。

○平成8年度一般会計予算（衆議院送付）

平成8年度特別会計予算（衆議院送付）

平成8年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（国会所管）について谷衆議院事務総長、黒澤参議院事務総長、緒方国立国会図書館長、中川裁判官弾劾裁判所事務局長及び舟橋裁判官訴追委員会事務局長から説明を聴き、

（会計検査院所管）について矢崎会計検査院長から説明を聴いた後、

（皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管及び総理府所管（総理本府、日本学術会議、国際平和協力本部、宮内庁、総務庁（北方対策本部を除く）、防衛本庁、防衛施設庁））について臼井防衛庁長官、中西総務庁長官、梶山内閣官房長官、政府委員、外務省、労働省、厚生省、郵政省、警察庁及び環境庁当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成8年5月17日（金）（第7回）

○理事の補欠選任を行った。

○防衛庁設置法の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）について臼井防衛庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成8年5月21日（火）（第8回）

○防衛庁設置法の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）について臼井防衛庁長官、梶山内閣官房長官、政府委員、文部省、科学技術庁及び外務省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第30号） 賛成会派 自民、平成、社民

反対会派 共産

○集団的自衛権と憲法第9条との関係に関する件、BMDの研究と宇宙の平和利用に関する件、神奈川県内の米軍施設の移転・返還問題に関する件、

「日米防衛協力のための指針」見直しの対象に関する件等について梶山内閣官房長官、臼井防衛庁長官、中西総務庁長官、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行った。

○平成8年6月6日（木）（第9回）

- 自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）について臼井防衛庁長官から趣旨説明を聴いた後、同長官、梶山内閣官房長官及び政府委員に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成8年6月11日（火）（第10回）

- 自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第98号） 賛成会派 自民、平成、社民
反対会派 共産

○平成8年6月17日（月）（第11回）

- 内閣法等の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について梶山内閣官房長官から趣旨説明を聴き、同長官、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第19号） 賛成会派 自民、社民、共産
反対会派 平成

○平成8年6月18日（火）（第12回）

- 請願第83号外42件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第9号外269件を審査した。
- 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3） 成立議案の要旨・附帯決議

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案（閣法第4号）

【要 旨】

本法律案は、経済情勢の推移にかんがみ、内廷費の定額2億9,000万円を3億2,400万円に、皇族費算出の基礎となる定額2,710万円を3,050万円に改めようとするものである。なお、本法律の施行期日は、平成8年4月1日となっている。

恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第5号）

【要 旨】

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額及び遺族加算額を増額することにより、恩給受給者に対する処遇の改善を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 恩給年額の計算の基礎となる仮定俸給年額を、平成8年4月分以降、0.75%引き上げる。
- 2 普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、平成8年4月分以降、0.75%引き上げる。
- 3 公務関係扶助料の最低保障額を、平成8年4月分以降、0.75%引き上げる。また、公務関係扶助料に係る遺族加算の年額を、平成8年4月分以降、13万2,600円（現行13万1,900円）に引き上げる。
- 4 傷病恩給の基本年額を、平成8年4月分以降、0.75%引き上げる。
- 5 傷病者遺族特別年金の基本年額を、平成8年4月分以降、0.75%引き上げる。また、傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の年額を、平成8年4月分以降、8万5,510円（現行8万4,950円）に引き上げる。
- 6 本法律は、平成8年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について速やかに善処すべきである。

- 一 阪神・淡路大震災により被災した恩給受給者については、その被災の状況にかんがみ、恩給証書の再発行、受給権調査の実施等につき特段の配慮を行い、恩給の受給に支障のないよう努めること。
- 一 恩給年額の改定については、国家補償としての恩給の性格、恩給受給者の高齢化等に配慮し、今後とも現職公務員の給与水準との均衡を維持するよう努めること。
- 一 恩給の改定実施時期については、現職公務員の給与との遅れをなくすよう特段の配慮をすること。
- 一 恩給の最低保障額については、引き続きその引上げ等を図るとともに扶助料については、さらに給付水準の実質的向上を図ること。
- 一 恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限を撤廃すること。
- 一 外国特殊法人及び外国特殊機関の未指定分の件について、速やかに再検討を加え適切な措置を講ずること。
- 一 戦地勤務に服した旧日赤救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦に対する慰勞給付金について引き続き適切な措置をとること。
- 一 恩給欠格者等の処遇について検討の上、適切な措置を講ずるよう努めるこ

と。
右決議する。

内閣法等の一部を改正する法律案（閣法第19号）

【要 旨】

本法律案は、第3次臨時行政改革推進審議会の答申の趣旨にかんがみ、内閣総理大臣に対する補佐体制の充実を図るため、内閣総理大臣補佐官の制度を設けるとともに、内閣官房における行政各部の施策に関するその統一保持上必要な総合調整等の一層の円滑化を図るため、内閣官房副長官の職務に関する規定を整備する等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 内閣法の改正

(1) 内閣官房副長官の職務の改正

内閣官房副長官の職務を、内閣官房長官の職務を助け、命を受けて内閣官房の事務をつかさどり、及びあらかじめ内閣官房長官の定めるところにより内閣官房長官不在の場合その職務を代行するものとする。

(2) 内閣総理大臣補佐官制度の新設

① 内閣官房に内閣総理大臣補佐官3人以内を置くことができる。

② 内閣総理大臣補佐官の職務を、内閣の重要政策に関し、内閣総理大臣に進言し、及び内閣総理大臣の命を受けて、内閣総理大臣に意見を具申するものとする。

③ 内閣総理大臣補佐官は非常勤とすることができる。

④ 内閣総理大臣補佐官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣において行う。

⑤ 内閣総理大臣補佐官の服務について定める。

2 国家公務員法の改正

国家公務員法に定める特別職の職に「内閣総理大臣補佐官」を加える。

3 特別職の職員の給与に関する法律の改正

(1) 特別職の職員の給与に関する法律の適用範囲に「常勤の内閣総理大臣補佐官」及び「非常勤の内閣総理大臣補佐官」を加えるとともに、内閣総理大臣補佐官の俸給を定める。

(2) 内閣官房副長官の俸給を引き上げる。

4 内閣総理大臣補佐官について、国会議員との兼職を認める等所要の措置をとるため、国会法、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律、弁護士法及び公職選挙法の規定を整備する。

- 5 本法律は、公布の日（衆議院で「平成8年4月1日」を修正）から施行する。

防衛庁設置法の一部を改正する法律案（閣法第30号）

【要 旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 統合幕僚会議に防衛に関する情報の収集及び調査に係る統合幕僚会議の事務等をつかさどる組織として、新たに情報本部を設置する。
- 2 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊から統合幕僚会議に所要の自衛官を移しかえること等を目的として、自衛官定数を陸上自衛隊については570人減員して17万9,430人に、海上自衛隊については333人減員して4万5,752人に、航空自衛隊については349人減員して4万7,207人に、統合幕僚会議については1,202人増員して1,362人とし、全体としての自衛官定数を50人減員して27万3,751人とする。
- 3 防衛庁の任務の円滑な遂行を図るため、防衛大学校に一般大学の大学院修士課程に相当する総合安全保障研究科を設置し得るよう同大学校の所掌事務を改める。
- 4 本法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、防衛大学校の所掌事務の改正規定は、平成8年10月1日から施行する。

郵政省設置法の一部を改正する法律案（閣法第38号）

【要 旨】

本法律案は、最近における我が国の郵政行政をめぐる国際的な諸情勢の推移等にかんがみ、郵政行政の強力な推進を図るため、郵政省にその所掌事務に係る重要な政策の企画、立案及び実施に関する事務を総括整理する郵政審議官を1人設置しようとするものである。なお、本法律の施行期日は、平成8年7月1日となっている。

自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第98号）

【要 旨】

本法律案は、「日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」の実施に伴い、同協定に定める共同訓練、国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に必要な物品及び役務の提供を内閣総理大臣等が行う

ことができることとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、同協定の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、アメリカ合衆国の軍隊に対し、物品を提供することができることとする。
- 2 防衛庁長官は、同協定の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、アメリカ合衆国の軍隊に対し、役務を提供することができることとする。
- 3 本法律は、同協定の効力発生の日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（6件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
※4	皇室経済法施行法の一部を改正する法律案	衆	8. 1.30	8. 3.26 (予備)	8. 3.27 可決	8. 3.29 可決	8. 3.22	8. 3.25 可決	8. 3.26 可決
※5	恩給法等の一部を改正する法律案	〃	1.30	3.26 (予備)	3.27 可決 附帯決議	3.29 可決	3.22	3.25 可決 附帯決議	3.26 可決
※19	内閣法等の一部を改正する法律案	〃	2. 6	6.14	6.17 可決	6.18 可決	5.24	6.11 修正	6.13 修正
※30	防衛庁設置法の一部を改正する法律案	〃	2. 9	5.17	5.21 可決	5.22 可決	4. 9 安全保障	5.14 可決	5.14 可決
※38	郵政省設置法の一部を改正する法律案	〃	2. 9	4. 9	4. 9 可決	4.10 可決	4. 2	4. 4 可決	4. 5 可決
98	自衛隊法の一部を改正する法律案	〃	4.26	6. 5	6.11 可決	6.12 可決	5.28 安全保障	5.31 可決	6. 4 可決